



厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法等の年金受給権を担保とする資金貸付における生活保護受給者等に対する借入制限の審査事務の取扱いに関する覚書

厚生労働省社会・援護局保護課（以下「保護課」という。）と独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第1項第12号の規定に基づく厚生年金保険法、船員保険法（平成21年12月以前に支給事由が発生したものに限り。）又は国民年金法による年金受給者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法による老齢福祉年金受給者を除く。）に対するその年金受給権を担保とする小口の融資（以下「年金担保貸付」という。）及び同第13号の規定に基づく労働者災害補償保険法による年金受給者に対するその年金受給権を担保とする小口の融資（以下「労災年金担保貸付」という。）に係る生活保護受給中の者及び年金担保貸付又は労災年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止後5年が経過していない者（以下「被保護者等」という。）に対する借入制限の審査事務（以下「審査事務」という。）の円滑かつ能率的な運営を図るため、その取扱いについて以下のとおり定め、覚書を交換する。

1 磁気テープの貸与及び返還

- (1) 保護課は、機構が審査事務を行うため、福祉事務所から提供された被保護者等に関する情報が記録された磁気テープ（以下「磁気テープ」という。）を作成し、これを貸与する。
- (2) 磁気テープのテープフォーム及び内容は別添1テープフォームのとおりとし、また磁気テープの仕様等は別添2磁気テープ基準書のとおりとする。
- (3) 磁気テープの貸与及び返還は保護課において行うものとする。
- (4) 保護課から機構への磁気テープの貸与は、原則として毎月月末に行うものとし、その際、機構は保護課より既に貸与された前月分の磁気テープを保護課へ返還するものとする。
- (5) 機構は、保護課から磁気テープを受け取る際に、被保護者等情報記録磁気テープ借用書（別紙様式第1号）を保護課に提出したうえで磁気テープを受け取るものとする。
- (6) 保護課は、機構から磁気テープが返還された際に、被保護者等情報記録磁気テープ受取書（別紙様式第2号）を機構に提出したうえで磁気テープを受け取るものとする。
- (7) 機構は、磁気テープの搬送を、機構の責任において安全確実に行うものとする。
- (8) 機構は、磁気テープの搬送に当たっては、施錠できる容器を使用する等漏えい、滅失、き損等を防止する措置を講ずるものとする。
- (9) 機構は、保護課より貸与された磁気テープを保管する場合には、施錠可能な保管庫に保管しなければならない。

2 機構における管理体制

- (1) 機構においては、保護課から貸与される磁気テープの利用にあたり、この覚書に基づくほか、「年金担保・労災年金担保貸付業務及び承継債権管理回収業務等に係る電子計算機処理データ保護管理規程」（平成15年10月1日制定）に基づき、適切に管理を行うものとする。
- (2) 機構においては、磁気テープの取扱いに従事する職員の服務等の監督及び磁気テープの適切な取扱いに関する総括管理責任者を置く。
- (3) 機構においては、磁気テープの管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は定期又は随時に磁気テープの管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を保護課に報告しなければならない。

3 磁気テープの管理

- (1) 統括管理責任者及び監査責任者並びに情報提供の取扱いに従事する職員（以下「取扱者等」という。）は、磁気テープの利用にあたっては、審査事務に限って利用することとし、その他の目的に利用してはならない。

- (2) 磁気テープは、取扱者等以外の職員が取扱ってはならない。
- (3) 磁気テープは、原則として複写複製等を行ってはならない。ただし、審査事務を実施する上で、複写複製等を行う場合には、複写複製を行った日及び目的等について台帳等に記録しなければならない。
- (4) 取扱者等は、(3)に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についてもこの取り決めに準じた取扱いをしなければならない。
- (5) 磁気テープを第三者に譲渡又は転貸し又は改変してはならない。ただし、機構が審査事務のうち電子計算機による処理を委託する者に転貸する場合を除く。
- (6) 機構は、審査事務のうち電子計算機による処理を委託する者に対して、磁気テープを転貸する場合においては、秘密保持契約を締結する等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 磁気テープは、審査事務終了後、保護課に返還するものとする。また、審査事務を行うにあたり、磁気テープを磁気テープ以外に複写複製した場合において、審査事務終了に伴い、複写複製物が不要となり、これを消去する場合には、復元又は判別が不可能な方法により当該情報を消去するものとし、その状況を台帳等に記録しなければならない。
- (8) 保護課は、上記(3)及び(7)において作成された台帳等を閲覧し、その写しの提出を求めることができる。
- (9) 取扱者等は、磁気テープの利用に関連して知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

4 事故発生時の取扱い

- (1) 機構は、リードエラー等磁気テープの事故が発生した場合には、速やかに保護課に報告するものとし、その対応策について協議するものとする。
- (2) 機構は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合には速やかに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を保護課に報告しなければならない。

5 その他

- (1) 保護課は、審査事務の実施状況及び磁気テープの管理状況について、随時に調査し、機構に対し必要な報告を求めることができる。
- (2) 本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項に疑義を生じたときは、保護課と機構において、協議を行うものとする。
- (3) 機構は、「年金担保・労災年金担保貸付業務及び承継債権管理回収業務等に係る電子計算機処理データ保護管理規程」のうち、この覚書に関連のある条項を改正しようとするとき、あるいは、必要な事項について定めるときは、その都度保護課に協議するものとする。
- (4) 本覚書の効力は平成23年12月1日より発効する。

本覚書の証として本書を2通作成し、各1通ずつ保有する。

平成23年12月1日

厚生労働省社会・援護局保護課長 古川 夏樹



独立行政法人福祉医療機構
年金貸付部長 小出 顕生



システム名	貸付実行サブシステム	ファイルレコードレイアウト	作成者	承認者	作成日	11.08.12	P. 1
ファイル名称	ファイル識別	レコード量	ブロック長	レコード形式			
生活保護データベース (西暦版)		88	26,400	FB			

基準更新日：平成23年12月末以降

項目名	基礎年金番号	生年月日		氏名 (カナ)	保護開始日 (西暦)		保護終了日 (西暦)		福祉事務所コード	福祉事務所	準備
		元	月		日	年	月	日			
属性	X	9	7	X	9	8	X	8	X	X	X
ハイ	0								0		2

項目名	属性	ハイ
【収録方法】		
① 基礎年金番号欄 労災年金の年金証番号 (9桁) を記載する場合 左詰めとし、最終桁は空白とする。		
② 生年月日 元号は、1 = 明治、3 = 大正、5 = 昭和、7 = 平成 とする		
③ 氏名 (カナ) 左詰め収録		
④ 保護開始日 左詰め収録		
⑤ 保護終了日 保護廃止となっていない場合、当該は空白とする 左詰め収録		
⑥ 福祉事務所コード 左詰め収録		
⑦ 福祉事務所名 (カナ) 左詰め収録		
⑧ 氏名、福祉事務所名 (カナ) には 納番、仮番の小さいカナは、大きいカナとすること		

項目名	属性	ハイ

項目名	属性	ハイ

別添2 磁気テープ基準書

1. 仕様書

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 記録密度 | 37871 BPI |
| (2) 記録コード | EBICDIC コード |
| (3) ラベル形式 | JIS標準ラベル |
| (4) レコード長 | 88バイト/レコード |
| (5) ブロック長 | 26,400バイト (300レコード) /ブロック |
| (6) テープ名称・テープ形式 | 生活保護対象者データ・UNPACK |

2. 記録順序、記録項目、桁数及びコード番号

項番	項目	桁数	コード番号・項目内容
1	基礎年金番号	10	労災年金以外 基礎年金番号
			労災年金 年金証書番号9桁+空白1桁
2	生年月日	7	和暦 元号 「01」明治
			「03」大正
			「05」昭和
			「07」平成
3	氏名(カナ)	17	左づめ、残りは空白
4	保護開始日	8	西暦
5	保護廃止日	8	西暦、廃止になっていない者については、空白
6	福祉事務所(コード)	6	
7	福祉事務所名(カナ)	30	左づめ、残りは空白
8	予備	2	空白

※1 項番1「基礎年金番号」が同一のデータは複数収録されないこと。

項番1「基礎年金番号」が同一の受給情報が複数存在する場合、生活保護の開始日が新しいデータを残し、他は削除して当該テープに収録されること。

※2 平成23年11月30日以前に廃止された生活保護は借入制限原因とならないことから、項番5「保護廃止日」が2011年11月30日以前のデータは収録されないこと。

別紙様式第1号

平成 年 月 日

厚生労働省社会・援護局保護課長 殿

独立行政法人福祉医療機構
年金貸付部長

被保護者等情報記録磁気テープ借用書

年金担保貸付に関する被保護者等情報記録磁気テープを下記のとおり、借用します。

記

被保護者等情報記録磁気テープ(月末日現在) _____ 本

(内訳)

磁気テープ番号: _____ [収録件数: _____ 件]
磁気テープ番号: _____ [収録件数: _____ 件]

別紙様式第2号

平成 年 月 日

独立行政法人福祉医療機構
年金貸付部長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

被保護者等情報記録磁気テープ受取書

先に貸与した年金担保貸付に関する被保護者等情報記録磁気テープを下記のとおり、受け取りました。

被保護者等情報記録磁気テープ(月末日現在) _____ 本

(内訳)

磁気テープ番号: _____ [収録件数: _____ 件]

磁気テープ番号: _____ [収録件数: _____ 件]

